

○ 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（注）平成三十年十月十二日公表の改正案適用後のもの。

| 改正後 | 改正前（注） |
|---|---|
| <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇八十五 略」</p> <p>八十六 T L A C 規制対象最終指定親会社 金融商品取引法第五十七條の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「最終指定親会社 T L A C 告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象最終指定親会社をいう。</p> <p>八十七 T L A C 規制対象会社 銀行法第十四條の二の規定に基づ</p> | <p>（定義）</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〇八十五 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> |

き銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「銀行TLAC告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「銀行持株会社TLAC告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行持株会社及びTLAC規制対象最終指定親会社をいう。

八十八 其他外部TLAC調達手段 銀行TLAC告示第四条第

三項、銀行持株会社TLAC告示第四条第三項及び最終指定親会社TLAC告示第四条第三項に規定する其他外部TLAC調達手段をいう。

八十九 其他外部TLAC関連調達手段 その他外部TLAC調達手段、規制金融機関に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準と類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの、これらと発行体が同一かつ法的又は経済的に同順位であるもの並びに特例外部TLAC調達手段（いずれもTLAC除外債務及びこれに相当する債務を除く。）をいう。

九十 TLAC除外債務 銀行TLAC告示第四条第四項、銀行持

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

株式会社T L A C告示第四条第四項及び最終指定親会社T L A C告示第四条第四項に規定する除外債務をいう。

九十一 特例外部T L A C調達手段 T L A C除外債務に相当する債務と法的又は経済的に同順位であつて、その全部又は一部が本邦以外の国又は地域の金融当局によつてその他外部T L A C調達手段に相当すると認められているものをいう。

第三条 連結自己資本規制比率は、最終指定親会社を連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。）として作成された連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、最終指定親会社が銀行又は銀行法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社を子会社（法第二十九條の四第四項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）としている場合における当該子会社（以下「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

〔2・3 略〕

（普通株式等Tier1資本の額）

第五条 〔略〕

2 〔略〕

〔号を加える。〕

第三条 連結自己資本規制比率は、最終指定親会社を連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。）として作成された連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、最終指定親会社が銀行又は銀行法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社を子会社（法第二十九條の四第三項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）としている場合における当該子会社（以下「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

〔2・3 同上〕

（普通株式等Tier1資本の額）

第五条 〔同上〕

2 〔同上〕

| | |
|---|---|
| <p>3 第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。</p> <p>〔五〕十四 略</p> <p>4 〔略〕</p> <p>(その他Tier1資本の額)</p> <p>第六条 〔略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式（前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを徐く。）をいう。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務（Tier2資本調達手段に該当する債務を含み、その他Tier1資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後の内容を有するものであること。</p> <p>〔三・四 略〕</p> | <p>3 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。</p> <p>〔五〕十四 同上</p> <p>4 〔同上〕</p> <p>(その他Tier1資本の額)</p> <p>第六条 〔同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務に対して劣後の内容を有するものであること。</p> <p>〔三・四 同上〕</p> |
|---|---|

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）にあっては、発行後に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

「七〇十五 略」

5 「略」

(Tier 2資本の額)

第七条 「略」

2 第二条第三号の算式において、Tier 2資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

「一〇四 略」

五 少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額（特例外部TLAC調達手段にあっては、当該特例外部TLAC調

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）にあっては、発行後五年を経過する日前に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

六 発行者が前号イの確認を得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

「七〇十五 同上」

5 「同上」

(Tier 2資本の額)

第七条 「同上」

2 「同上」

「一〇四 同上」

「号を加える。」

達手段を発行する者（以下この号において「発行者」という。）の特例外部TLAC調達手段の額の合計額のうち当該発行者のその他外部TLAC調達手段に相当するものとして算入することが本邦以外の国又は地域の金融当局によつて認められている額（以下この号において「算入上限額」という。）が、当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合（当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額が算入上限額に満たない場合は、一とする。）を、最終指定親会社等が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額とする。以下同じ。）

六|| その他金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額

3|| 前項の規定にかかわらず、TLAC規制対象最終指定親会社については、第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額は、前項各号に掲げる額の合計額に、次に掲げる額（前項各号に該当する額を除く。）の合計額を加えた額とする。

一 意図的に保有している他の金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額

二 最終指定親会社等が保有し、かつ、次に掲げる要件を満たす少数出資金融機関等（第八条第七項第一号に規定する少数出資金融機関等をいう。）のその他外部TLAC関連調達手段で、最終指定親会社が第八条第七項に基づき少数出資に係る対象資本等調達手段合計額を算出するに当たり、その他外部TLAC関連調達手段の額の合計額から控除するものとして指定しているもの（次号

「号を加える。」

「項を加える。」

及び第八条第七項第一号において「マーケット・メイク目的保有 T L A C」という。)のうち、次に掲げるいずれかの要件を欠くに至ったものの額

イ 当該最終指定親会社等の特定取引勘定に含まれること。

ロ 保有期間が三十営業日以内であること。

三 マーケット・メイク目的保有 T L A C の額の合計額から、前号に掲げる額及び少数出資に係る五パーセント基準額(第八条第七項第一号に規定する少数出資に係る五パーセント基準額をいう。)(の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。))

4|| 「略」

5|| 第一項及び前項の「Tier 2 資本調達手段」とは、次に掲げる

要件の全てを満たす資本調達手段(普通株式又はその他 Tier 1 資本調達手段に該当するものを除く。)をいう。

一 「略」

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務(その他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段に該当する債務を除く。)に対して劣後的内容を有するものであること。

三 「略」

四 償還期限が定められている場合には、発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等(償還期限が定められていないものの償還又は

3|| 「同上」

4|| 「同上」

一 「同上」

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務(劣後債務を除く。)に対して劣後的内容を有するものであること。

三 「同上」

四 償還期限が定められている場合には、発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等(償還期限が定められていないものの償還又は

は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号において同じ。)を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還等を行うことについてやむを得ない事由があるとき認められる場合にあつては、発行後）に発行者の任意によるときに限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還等又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

「六〇十 略」

6|| 「略」

（資本バッファに係る普通株式等Tier1資本の額）

第七条の二 第二条の二第一項の算式において、資本バッファに係る普通株式等Tier1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 普通株式等Tier1資本の額（第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。）から次に掲げる額の合計額（以下この条において「リスク・アセットの額」という。）

償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号において同じ。)を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

「六〇十 同上」

5|| 「同上」

（資本バッファに係る普通株式等Tier1資本の額）

第七条の二 「同上」

一 普通株式等Tier1資本の額（第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。）から次に掲げる額の合計額（以下この条において「リスク・アセットの額」という。）

に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

「イ」ニ 略

二 リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他Tier 1資本の額（第二条第二号の算式におけるその他Tier 1資本の額をいう。次号ロ及び次項第二号ロにおいて同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

三 リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

イ Tier 2資本の額（第二条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。次項第二号において同じ。）

ロ 「略」

2|| 前項の規定にかかわらず、TLAC規制対象最終指定親会社については、第二条の第二項の算式における資本バッファに係る普通株式等Tier 1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。ただし、第三条の規定にかかわらず、第二号に掲げる額の算出に当たっては、最終指定親会社TLAC告示第一条第九号に規定する国内処理対象最終指定親会社グループに含まれる子会社等に限る、連結の範囲に含めるものとする。

一 前項第一号に掲げる額から前項第二号及び第三号に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

「イ」ニ 同上

二 リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他Tier 1資本の額（第二条第二号の算式におけるその他Tier 1資本の額をいう。次号ロにおいて同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

三 「同上」

イ Tier 2資本の額（第二条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。）

ロ 「同上」

「項を加える。」

- 二 リスク・アセットの額に最低所要リスク・アセットベースTLAC比率（最終指定親会社TLAC告示第一条第十号に規定する最低所要リスク・アセットベースTLAC比率をいう。）から八パーセント（最終指定親会社TLAC告示第二条第二項第一号の規定を適用する場合にあつては十・五パーセント、同項第二号の規定を適用する場合にあつては十一・五パーセントとする。）を控除して得た比率を乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）
- イ その他外部TLAC調達手段の額
- ロ その他Tier1資本の額から次に掲げる額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）
- (1) リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額
- (2) その他Tier1資本の額がリスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額からTier2資本の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）
- ハ Tier2資本の額からリスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）

（調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法）
第八条 「略」

（調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法）
第八条 「同上」

「255 略」

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号並びに第七条第二項第二号及び第三項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、最終指定親会社等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて、連結自己資本規制比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本規制比率（法第四十六条の六に規定する自己資本規制比率をいう。以下この号において同じ。）（TLAC規制対象会社又はその連結子法人等にあつては、自己資本規制比率又は外部TLAC比率）若しくはこれと類似の比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（みなし普通株式（普通株式、その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。以下この条において同じ。））、その他Tier 1資本調達手段に相当するもの若しくはTier 2資本調達手段に相当するもの（規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判

「255 同上」

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び第七条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、最終指定親会社等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて、連結自己資本規制比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本規制比率（法第四十六条の六に規定する自己資本規制比率をいう。）若しくはこれと類似の比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（みなし普通株式（普通株式、その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。以下この条において同じ。））、その他Tier 1資本調達手段に相当するもの又はTier 2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本規制比率の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び第十

断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本規制比率の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。（をいう。）又はその他外部TLAC関連調達手段をいう。以下この条及び第十条第二項第六号において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該最終指定親会社等の普通株式、その他Tier1資本調達手段、Tier2資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段を保有していると認められる場合（最終指定親会社等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本等調達手段（以下この項において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段」という。）のうち普通株式に相当するものの額とする。

二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第七条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

四 第七条第三項第一号に掲げる意図的に保有している他の金融機

条第二項第六号において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該最終指定親会社等の普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合（最終指定親会社等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通株式に相当するものの額とする。

二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第七条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

「号を加える。」

関等のその他外部T L A C 関連調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他外部T L A C 関連調達手段の額とする。

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号並びに第七条第二項第三号及び第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（最終指定親会社等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本等調達手段を最終指定親会社等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該最終指定親会社等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段の額（その他外部T L A C 関連調達手段にあつては、その他外部T L A C 関連調達手段の額の合計額（当該額を算出する場合においては、第十一項の規定にかかわらず、最終指定親会社等が少数出資金融機関等のその他外部T L A C 関連調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときであつても、これらのその他外部T L A C 関連調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することとはできないものとする。）から少数出資に係る五パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び第七条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（最終指定親会社等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本等調達手段を最終指定親会社等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該最終指定親会社等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通株式保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調

第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に五パーセントを乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とし、T L A C 規制対象最終指定親会社にあつては、当該最終指定親会社等が保有しているその他外部T L A C 関連調達手段の額の合計額からマーケット・メイク目的保有T L A C の額の合計額を控除した額とする。以下この項において「基準超過その他外部T L A C 関連調達手段の額」という。）とする。）の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）に少数出資に係る普通株式保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1 資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier 1 資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

。 達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1 資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier 1 資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三 第七条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

四 第七条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他外部TLAC保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち基準超過その他外部TLAC関連調達手段の額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号並びに第七条第二項第四号及び第六号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者をいう。）の対象資本等調達手段を最終指定親会社等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該最終指定親会社等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段」という。）のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するもの

三 第七条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

「号を加える。」

8 第六条第二項第四号及び第七条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者をいう。）の対象資本調達手段を最終指定親会社等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該最終指定親会社等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するもの額とす

額とする。

〔イ〕ニ 略〕

二 第七条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第七条第二項第六号に掲げるその他金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちその他外部TLAC関連調達手段の額とする。

9 第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

〔二・三 略〕

10 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ラ

る。

〔イ〕ニ 同上〕

二 第七条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

〔号を加える。〕

9 〔同上〕

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

〔二・三 同上〕

10 〔同上〕

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライ

イツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

【二・三 略】

11 第七項各号及び第八項各号に規定する額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、最終指定親会社等が少数出資金融機関等の対象資本等調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本等調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本等調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

12 第七項各号及び第八項各号に規定する額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げるものに該当する対象資本等調達手段があるときは、当該対象資本等調達

ツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

【二・三 同上】

11 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、最終指定親会社等が少数出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

12 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調

手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 「略」

二 引受け（法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の対象資本調達手段

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるもの及び最終指定親会社等におけるトレーディング業務に係る資産（証券化取引を目的として保有している資産並びに第二百四十八条の三第一項及び第二百四十八条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）については、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

「一〇五 略」

六 自己保有資本調達手段、対象資本等調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整

手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 「同上」

二 引受け（法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十条 「同上」

2 「同上」

「一〇五 同上」

六 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整

| | |
|---|--|
| <p>項目の額とされたものの額に相当する部分</p> <p>七 「略」</p> <p>3 「略」</p> <p>(その他外部T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー)</p> <p>第四十三条の三の二 標準的手法採用最終指定親会社は、第二十二条から前条までの規定にかかわらず、その他外部T L A C 関連調達手段のうち第二条第三号の算式におけるTier 2 資本に係る調整項目の額及び最終指定親会社T L A C 告示第四条第二項第四号に規定する自己保有その他外部T L A C 関連調達手段の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、第三十条に定めるところによる。</p> <p>(その他外部T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー)</p> <p>第一百五十六条の四 内部格付手法採用最終指定親会社は、その他外部T L A C 関連調達手段のうち第二条第三号の算式におけるTier 2 資本に係る調整項目の額及び最終指定親会社T L A C 告示第四条第二項第四号に規定する自己保有その他外部T L A C 関連調達手段の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第二百二十九条から前条までに定めるところによる。</p> | <p>項目の額とされたものの額に相当する部分</p> <p>七 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「条を加える。」</p> <p>「条を加える。」</p> |
|---|--|

備考 表中の「」の記載は注記である。

[